

令和6年3月11日招集

令和6年

第2回若桜町議会定例会会議録

(令和6年3月22日)

若桜町議会事務局

令和6年第2回若桜町議会定例会（第4号）

招集年月日	令和6年3月22日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前1時30分			
応 招 議 員	1 番	谷 口 貴	6 番	山 本 晴 隆
	2 番	森 田 二 郎	7 番	川 上 守
	3 番	梶 原 明	8 番	中 尾 理 明
	4 番	山 本 安 雄	9 番	小 林 誠
	5 番		10 番	山 根 政 彦
不 応 招 議 員				
出 席 議 員	1 番	谷 口 貴	6 番	山 本 晴 隆
	2 番	森 田 二 郎	7 番	川 上 守
	3 番	梶 原 明	8 番	中 尾 理 明
	4 番	山 本 安 雄	9 番	小 林 誠
	5 番		10 番	山 根 政 彦
欠 席 議 員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	上川 元張	教 育 長	盛田 恭司
	副 町 長	川戸 伸二	教育委員会次長	小林 貴之
	総 務 課 長	山口由企夫	町 民 課 長	川戸 康之
	企画政策課長	谷本 剛	福祉保健課長	藤原 祐二
	会 計 管 理 者	谷口 国彦	地域整備課長	竹本 英樹
	税 務 課 長	下石 裕美	経済産業課長	中島 毅彦
	地籍調査課長	矢部 広一		

令和6年3月議会定例会  
会議の顛末  
本会議（3月22日）

議長（山根政彦）

皆さん、こんにちは。  
ただいまの出席議員数は9人です。  
定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

議案第5号 令和6年度若桜町一般会計予算を議題とします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長小林誠議員。

予算審査特別委員長（小林誠）

はい。若桜町議会報告第2号予算審査特別委員会審査報告。

付託案件の名称、議案第5号令和6年度若桜町一般会計予算。

審査の経過、令和6年3月11日開催の本会議において、当委員会に付託された上記案件を審査するため、3月12日、13日、14日、15日、19日の5日間にわたり委員会を開催し、町長ほか各課長及び関係職員の出席を求め、慎重に審査を行ったので結果を次のとおり報告します。

審査の結果、当委員会に付託された議案第5号は原案を可決すべきと決定しました。

議長（山根政彦）

先ほど予算審査特別委員会委員長の報告がありました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議員（中尾理明）

はい。

議長（山根政彦）

反対討論ですか。賛成討論ですか。

議員（中尾理明）

反対討論です。

議長（山根政彦）

原案反対の方の発言を許します。8番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

私は議案第5号 令和6年度一般会計予算に反対の討論を行います。

具体的な反対箇所は款3 民生費、項1 社会福祉費、目7 同和対策費中、同和対策事業費189万7千円のうち、解放同盟高野支部への補助金135万2千円であります。この金額は令和5年度と同額です。

高野支部は任意の運動団体であり、補助金に頼ることなく、当然ながら自主運営を行うべきであります。

同和対策特別事業は、当該地区の特別法である地域改善対策特別法が2002年3月末で失効しており、もはや法的根拠を失っております。このまま補助が続けば、地区の固定化にもつながりかねません。当該事業は速やかに終了すべきだと考えます。

私はこれまで同和対策事業を終結した全国の市町の紹介をしてきましたが、同様に今回滋賀県日野町についてお伝えします。

1992年3月9日、朝日新聞は滋賀県蒲生郡日野町では、9日閉会した町議会に同和対策課廃止を提案した。同課廃止後は新設の住民課が窓口となり、同和問題に対応すると報道しましたが、それに先立つ2月には町主催の同和対策終結を目指す町民集会在町を挙げて人権尊重と福祉のまちをつくるとする町民宣言が行われました。

その完了宣言、町民へのアピールは同和対策事業で環境や生活で格差が是正されたが、全て豊かになったわけではありません。老人問題、生活保護などの貧困問題なども解決をしなければならぬ問題があります。

しかし、これらの問題は区民だけに限った課題ではなく、より豊かな一般施策の中で達成されるものであります。

これ以上特別な同和対策を続けることは、かえって区民の自立を妨げ、部落問題解決に逆効果をもたらす。同じ町民として、同じ施策の中で苦楽を共にしていくと結んでいます。

差別はあってはなりません、不心得な非科学的認識や偏見に基づく言動が社会で受け入れられないという民主主義の力を強めていくことこそ重要です。

私は同和対策事業継続でなく、むしろ終結することが、差別的事象をも克服できるものと確信するものです。

以上、本議案に対する反対討論とします。

## 議長（山根政彦）

他に討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第5号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第2

議案第6号 令和6年度若桜町国民健康保険事業特別会計予算、議案第7号 令和6年度若桜町介護保険事業特別会計予算、議案第8号 令和6年度若桜町後期高齢者医療特別

会計予算、議案第9号 令和6年度若桜町赤松団地造成事業特別会計予算、議案第10号 令和6年度若桜町財産区造林事業特別会計予算、議案第11号 令和6年度若桜町索道事業特別会計予算、議案第12号 令和6年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第13号 令和6年度若桜町簡易水道事業会計予算、議案第14号 令和6年度若桜町下水道事業会計予算を一括して議題とします。

本案に関し委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長小林誠議員。

## 予算審査特別委員長（小林誠）

はい。若桜町議会報告第3号 予算審査特別委員会審査報告。

付託案件の名称、議案第6号 令和6年度若桜町国民健康保険事業特別会計予算、議案第7号 令和6年度若桜町介護保険事業特別会計予算、議案第8号 令和6年度若桜町後期高齢者医療特別会計予算、議案第9号 令和6年度若桜町赤松団地造成事業特別会計予算、議案第10号 令和6年度若桜町財産区造林事業特別会計予算、議案第11号 令和6年度若桜町索道事業特別会計予算、議案第12号 令和6年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第13号 令和6年度若桜町簡易水道事業会計予算、議案第14号 令和6年度若桜町下水道事業会計予算。

審査の経過、令和6年3月11日開催の本会議において、当委員会に付託された上記案件を審査するため、3月12日、13日、14日、15日、19日の5日間にわたり委員会を開催し、町長ほか各課長及び関係職員の出席を求め、慎重に審査を行ったので結果を次のとおり報告します

審査の結果、当委員会に付託された議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号は原案を可決す

べきものと決定しました。

#### 議長（山根政彦）

だだいま、委員長の報告がありました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第6号から議案第14号までを一括して採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号から議案第14号までは委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第3

議案第24号 若桜町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4

議案第25号 若桜町職員定数条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5

議案第26号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第6

議案第27号 若桜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第7

議案第28号 若桜町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第8

議案第29号 若桜町空家等の適正管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第9

議案第30号 若桜町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第31号 若桜町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第11

議案第32号 若桜町簡易水道事業給水条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第12

議案第33号 若桜町簡易水道事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例及び貸付用水量器購入基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第13

議案第34号 公の施設の指定管理者の指定(若桜町立地域福祉センター・ドリーミー)についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第14

議員提出議案第1号 若桜町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、議員提出議案第2号 人口減少問題調査特別委員会の設置についてを一括して議題とします。

趣旨説明を求めます。川上守議員。

#### 議員（川上守）

はい。議員提出議案第1号 若桜町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について別紙のとおり、若桜町議会議員の請負の公表に関する条例を制定することについて、地方自治法第112条及び若桜町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年3月21日提出。提出者、若桜町議会議員川上守、賛成者、若桜町議会議員小林誠、同じく山本晴隆、同じく谷口貴。

提出の理由であります。地方自治法の一部改正により議会の議員に係る請負に関する規定の明確化及び緩和がなされました。これに伴い各会計年度における町と議員との間の請

負に関して報告や公表を義務づけることにより、議員の請負状況の透明性を確保し、もって議会の運営の構成及び事務の執行の適正を図ることを目的として本条例を制定するものであります。

主な内容につきましては、第1条に目的、第2条に報告義務の規程、第3条に報告の一覧の作成及び公表、第4条に報告書の保管及び閲覧等となっております。

施行日は交付の日として令和5年度の請負から適用するというようにしております。

引き続き、議員提出議案第2号 人口減少問題調査特別委員会の設置についてであります。

若桜町議会委員会条例第5条の規定により、特別委員会を設置して閉会中においても次の事件の調査研究を行いたいので、地方自治法第112条及び若桜町議会会議規則第14条の規定により提出するものであります。

令和6年3月22日提出。提出者、若桜町議会議員川上守、賛成者、若桜町議会議員山根政彦。

名称であります。人口減少問題調査特別委員会、設置の根拠は地方自治法第109条によるものであります。

調査の目的は人口減少に関することを調査するため。委員の定数は9名、議員全員をもって構成をされます。調査の期間は調査を終了するまでとしております。よろしく願いいたします。

#### 議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論は区分して行います。

議員提出議案第1号について討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第1号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議員提出議案第2号について討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第2号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第15

「閉会中の継続調査」についてを議題とします。

総務産業教育民生常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会から会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員会申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第16

「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については議会規則第127条の規定により、お手元に配布しました「議員派遣の件」のとおりとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については原案のとおり決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第2回若桜町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後 1時57分 閉会